

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

■ 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託旅行者（以下「当社ら」といいます。）にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当社らによる電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要とされます。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。

■ お申込条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。またお客様が暴行団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直にお申し出ください。)

■ 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、現ツアーに関して最終旅行日程表は募集広告と相違ございませんので改めての発送はございません。

■ 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内にあたる日より前、又は当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

■ 旅行代金について

- (1) 本コースの子供旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合は子供旅行代金の設定はありません。
- (2) 旅行代金は、各コースに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。
- (3)「旅行代金」、「違約料」及び「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

■ 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（食事代、入場料・拝観料等）及び消費税等諸税。
- (2) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

■ 旅行代金に含まれないもの

- (1) 前項の(1)から(2)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (3) 空港施設使用料
- (4) クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うオプションツアー。
- (5) ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含まれる場合を除く
- (7) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■ 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

■ 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等に

より通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

■ お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

■ 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をお支払いいただきます。また宿泊を伴うコースに一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれのいただきます。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を受取します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して10日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して10日前まで(日帰り旅行にあつては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■ 旅行開始前の解除

- ①お客様が前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が旅程保証に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
 - b、著しい経済情勢の変化により運送機関の運賃・料金が増額改訂されたとき。
 - c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - d、当社がお客様に対し、最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
 - e、当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)金額を払戻しいたします。

■ 旅行開始後の解除

- (1) お客様の解除権
 - ①お客様の解除権
 - a お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
 - b お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - c 本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サ

ビスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

- 当社は次に掲げる場合に解除は、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

■ 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。

ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

■ 特別補償

お客様の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個あたり1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

■ お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

■ 旅程保証

当社は、当社約款の規定により「別表 変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービス提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払いますが、当社の旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。尚、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。

当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

■ 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは①当社らの提議する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らは利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問合せ下さい。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の個人情報等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。尚、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店にご出発の10日前までにお申し出下さい。


■ 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレットに明示した日となります。

■ その他

当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。☆ことご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

登録番号	千葉県知事登録旅行業 第2種 452号
名称	アビコ西武観光株式会社
所在地	千葉県我孫子市我孫子3-28-15
電話	04-7182-8430
担当者	総合旅行業務取扱管理者 梶 陽介
	(一社)全国旅行業協会正会員



お問い合わせ・お申込みは